基本財産処分承認申請について

社会福祉法人が基本財産を処分する際には、<u>事前に</u>所轄庁の承認を受ける必要があります。基本財産を処分する計画がありましたら、速やかに監査課までご相談ください。(社会福祉法人審査基準第5(2))

基本財産の処分の流れ

- (1) 処分の計画
- (2) 所轄庁への事前相談
- (3) 理事会、評議員会での承認(基本財産の処分及び定款変更)
- (4) 基本財産処分承認の申請
- (5) 基本財産処分承認書の受領
- (6) 基本財産の処分(※承認書の交付日以降に可能です)
- (7) 定款変更認可申請
- (8) 認可後、公開されている定款を差替え

「基本財産の処分」にあたること

- (1) 基本財産(土地、建物)の取り壊し
- (2) 基本財産(土地、建物)売却、譲渡及び貸与
- (3) 基本財産(土地、建物)のその他財産等への転換
- (4) 基本財産(基金等)の取崩し

申請に当たっては、次の一覧を参照して提出書類を準備してください。

■提出書類一覧

■提出書類一覧					
	区分	不動産の 売却等	建物の 取壊し	現金(基金 等)の取崩し	備考
1	申請書	0	0	0	別紙 2部提出
2	理事会及び評議員会議 事録(写)	0	0	0	
3	財産目録	0	0	0	処分前のもの
4	不動産登記簿謄本	0	0	_	
5	残高証明書	_	_	0	
6	不動産の価格評価書	0	_	_	市町村、銀行発行の評価書 又は不動産鑑定書等
7	売買価格等を証する書 類	0	_	_	売買(交換)仮契約書 (写)又は買取り確約書 (写)等
8	売却金等の使途計画書	0	_	0	
9	施設建設(改築)計画書	0	0	0	
10	図面	0	0	_	平面図・配置図(処分物件を色分けすること)
11	その他所轄庁が必要と 認めた書類	0	0	0	内容に応じて提出を求める ことがあります。